

# 週休2日制の経費補正における積算要領（森林整備保全事業）

## 1 適用範囲

森林整備保全事業（治山・林道工事）を対象とする。

## 2 経費の補正

経費の補正については、週休2日制の達成状況に応じ、下記のとおり計上する。

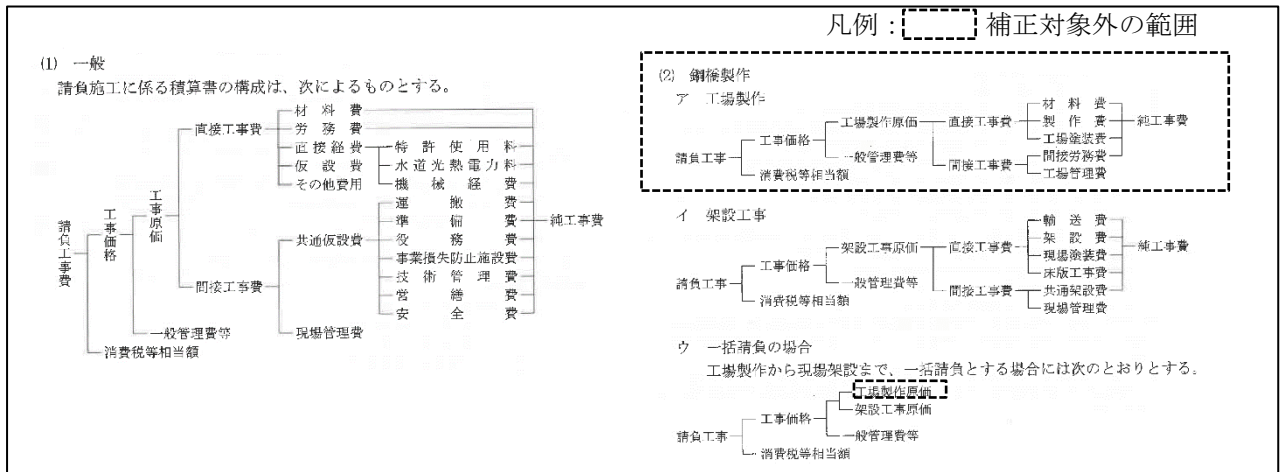
### 2.1 補正の対象

補正は労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を対象とする。なお、施工パッケージ、土木工事標準単価については下記により補正を行う。

施工パッケージ：積算地区単価における労務費、機械経費（賃料）、土木工事標準単価について補正  
 土木工事標準単価：土木工事標準単価表に各達成状況に応じ2. 2. 3に示す係数を乗じる。

ただし、下記については補正の対象外とする。

- ① 労務費：工場製作、測量設計委託業務に関する労務費は労務費補正の対象外
- ② 見積施工単価：労務費、機械経費が区分できない場合は労務費、機械経費（賃料）補正の対象外
- ③ 工場製作等に係る範囲(下図参照)については全ての補正の対象外
- ④ モノレール機械賃料について
  - ア) 週休2日を考慮した設置期間を設定した場合：補正しない。
  - イ) 週休2日を考慮していない設置期間を設定した場合：動力車賃料のみ補正する。



## 2. 2 週休2日補正係数

### 2. 2. 1 労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率

	補正係数	
	4週8休以上達成の場合	
	土日現場閉所	交替制（月単位）
労務費	1.04	1.04
機械経費(賃料)	1.02	—
共通仮設費率	1.03	—
現場管理費率	1.05	1.03

### 2. 2. 2 市場単価

名 称	区 分	補正係数	
		4週8休以上達成の場合	
		土日現場閉所	交替制（月単位）
鉄筋工		1.04	1.04
ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

## 2. 2. 3 土木工事標準単価

名 称	区 分	補正係数	
		4週8休以上達成の場合	
		土日現場閉所	交替制(月単位)
区画線工		1.04	1.04
高視認性区画線工		1.04	1.04
橋梁塗装工		1.03	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
コンクリートブロック積工		1.04	1.03
排水構造物工		1.04	1.03
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
防草シート設置工		1.03	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.04

機械式継手工		1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.04
支承金属溶射工		1.04	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.03	1.03

## 2. 3 補正方法等

### 2. 3. 1 補正方法

- (1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価の補正について  
 労務単価、機械賃料単価、市場単価、土木工事標準単価に 2. 2 に示す補正係数を乗じる。

(市場単価の補正式)

週休 2 日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休 2 日の補正係数

【補足説明 1】 加算率・補正係数による割増について

市場単価は施工条件により、加算率・補正係数による割増が適用される場合がある。加算率・補正係数の種類は工種に異なるが、週休 2 日の補正と加算率・補正係数による割増を同時に適用する場合は以下の補正式で補正済み単価を算出する。

加算率・補正係数補正後の市場単価 = 週休 2 日補正後の市場単価 × (1 + S0 or S1 or …… Sx/100) × (K1 × K2 × …… Kx)

【補足説明 2】 加算額について

市場単価は施行条件により、加算額が適用される場合がある。  
 加算額の単価の構成（機・労・材）は工種により異なるが、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休 2 日補正係数の補正を行う。ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

(土木工事標準単価の補正式)

週休 2 日補正後の土木工事標準単価 = 土木工事標準単価 × 週休 2 日の補正係数

- (2) 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率）の補正について

(1) により労務・機械経費（賃料）、市場単価に補正を行った共通仮設費対象

額P'について「土木工事標準積算基準書（共通編）第I編②間接工事費2. 共通仮設費」に基づき、共通仮設費率Kr'を算出し、Kr'に週休2日補正係数を乗じる(Kr'')。共通仮設費対象額P'にKr''を乗じ、共通仮設費率分を算出する。

(1) による労務・機械経費（賃料）、市場単価の補正、上記による共通仮設費の補正を行った現場管理費対象額Np'について「土木工事標準積算基準書（共通編）第I編②間接工事費3. 現場管理費」に基づき、現場管理費率Jo'を算出し、Jo'に週休2日補正係数を乗じる(Jo'')。現場管理費対象額Np'にJo''を乗じ、現場管理費率分を算出する。

## 2. 3. 2 端数処理

(1) 労務費、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価の端数処理について

1) 労務費について

週休2日補正を含む補正を全て乗じた後、1円単位（1円未満四捨五入）とする。

2) 機械経費（賃料）について

週休2日補正を乗じた後、少数第1位切捨て整数止めとする。

3) 市場単価について

週休2日補正係数を乗じた後、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

4) 土木工事標準単価について

週休2日補正係数を乗じた後、1円単位（1円未満切り捨て）とする。

(2) 諸経費率（共通仮設費率、現場管理費率）の端数処理方法について

各率算出時、施工地域補正等係数計上時、週休2日補正計上時のそれぞれで小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

## 2. 4 補正適用時期

上記補正については、当初積算において4週8休以上を達成した場合の補正係数を労務費等に乗じるものとする。なお、週休2日制（土日現場閉所、交替制（月単位））達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正対象外とする。

## 3 適用

この要領は、単価適用年月日が平成30年10月1日以降の週休2日制対象工事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。